

野田市選挙管理委員会告示第6号

令和6年6月23日執行予定の野田市長選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和6年4月19日

野田市選挙管理委員会

委員長 金子 憲 一

登録の移替えを延期する期間

令和6年5月21日から令和6年6月23日まで